

回数コード算定 早見表

令和7年4月1日更新

介護保険課事業者運営推進係

サービス・活動事業は月額報酬が基本。回数コードで算定できる場合は、以下の事由に限られます。

赤字：更新内容

1. 回数コード適用の事由

月	月	月	事由
月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	事業所指定効力停止 ショートステイの利用
【月額コード】	月をまたがない事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	
【月額コード】	●事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要支援1→要支援2、事業対象者→要支援） サービス提供事業所の変更（同一サービス種類のみ） 急な状態変化（悪化により身体介護が必要）によるケアプランの変更
	●事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要介護→要支援） 利用者との契約開始（1日付契約は月額コード） 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始（生活保護など） 生活保護単独から生活保護併用への変更（65歳になって被保険者証取得）
【月額コード】	●事由開始 【回数コード】		区分変更（要支援→要介護） 利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所
	【回数コード】		訪問型サービス（生活援助中心）の同一世帯での振り分け（按分）

詳細は令和元年11月6日付「練馬区介護予防・生活支援サービスの月途中の事由によるサービスコード（回数）の適用」を参照。

2. 回数コードの回数制限

サービス	サービス内容	制限回数
訪問サービスⅣ	週1回程度	4回まで
訪問サービスⅤ	週2回程度	8回まで
訪問サービスⅥ	週2回を超える程度	12回まで
通所サービスⅠ（回数）	週1回程度	4回まで
通所サービスⅡ（回数）	週2回程度	8回まで

3. 月額包括報酬のみ（回数コードのないもの）の取扱い

介護予防ケアマネジメント費	月額包括報酬のみ。 ただし、月途中の 事業者変更 の場合、 変更後の事業者のみ 月額包括報酬の算定が可能。 月途中の 他保険者への転入・転出 の場合、 それぞれの保険者において 月額包括報酬の算定が可能。 月途中の 生活保護から生活保護併用への変更 の場合、 それぞれにおいて 月額包括報酬の算定が可能。
回数コードがない加算 【訪問型サービス】 初回加算（区独自） 生活機能向上連携加算 口腔連携強化加算 【通所型サービス】 生活機能向上グループ活動加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算 一体的サービス提供加算 サービス提供体制強化加算 生活機能向上連携加算 口腔・栄養スクリーニング加算 科学的介護推進体制加算	月額包括報酬のみ。 ただし、月途中の 事業者変更 の場合、 変更後の事業者のみ 月額包括報酬の算定が可能。 月途中の 他保険者への転入・転出 の場合、 それぞれの保険者において 月額包括報酬の算定が可能。 月途中の 生活保護単独から生活保護併用（65歳到達）への変更 の場合、 生保併用にて 月額包括報酬の算定が可能。